

## 板橋区総合評価方式（特別簡易型）の試行に関する落札者決定基準

公表日	
件名	

入札価格が、予定価格の制限の範囲内であるもののうち、板橋区総合評価方式（特別簡易型）の評価は、価格点、技術能力評価点、企業の地域貢献評価点及びその他の評価点を合計した評価値の最も高いものを落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

### （1） 価格点

価格点の算定は、次のとおりとし、算定式にかかる算定係数は76とする。

$$\cdot \text{算定係数} \times \text{最低価格} \div \text{入札価格}$$

### （2） 技術能力評価点

技術能力評価点の算定式は以下のとおりとする。

$$\text{技術能力評価点} = \text{工事成績評価点（ア）} + \text{施工実績点（イ）} + \text{褒章事業者点（ウ）} \\ + \text{配置予定技術者資格点（エ）} + \text{配置予定技術者実績点（オ）}$$

#### （ア） 工事成績評価点（満点8点）

- ① 工事成績評価点は、下記の表に掲げる工事成績評定点の平均の区分に応じたものとする。
- ② 工事成績評価点算定の対象工事は、板橋区が発注した時の業種が「」であるものとする。
- ③ 工事成績評定点の平均は、工事成績評定通知書の通知日が、    から    までのうち、工事成績評価点算定の対象工事で最直近の工事成績評定点から順に遡った3件の工事成績評定点を使用した相加平均とする。ただし、それら3件の工事成績評定点のうち、60点未満のものについては、当該工事成績評定点を0点として算定するものとする。
- ④ 工事成績評定通知書の通知日が同日の場合は、工事成績評定点が最も高い点のものから並び替え、工事成績評定点の高いものから使用する。
- ⑤ 工事成績評定点は、板橋区が発注する工事で、契約金額1千万円以上の工事（緊急工事を除く）を対象とする。
- ⑥ 工事成績評定点が3件に満たない場合は、当該不足する件数1件につき、60点として算定するものとする。

工事成績評定点の平均	評価点
60 点未満	△5
60 点以上 64 点未満	0
64 点以上 68 点未満	1
68 点以上 70 点未満	2
70 点以上 72 点未満	3
72 点以上 74 点未満	4
74 点以上 76 点未満	5
76 点以上 78 点未満	6
78 点以上 80 点未満	7
80 点以上	8

(イ) 施工実績点 (満点 2 点)

入札参加者が、下記の評価対象期間で履行の完了した工事の実績に応じて点数を加算する。

なお、評価の対象となる工事は、当該入札参加者が元請者として契約を締結しているものに限る。

評価対象期間：      から      まで

- ① 板橋区が発注した工事の場合、施工実績点算定の対象工事は、業種が「」であるものとする。
- ② 板橋区以外の官公庁又は官公庁以外が発注した工事の場合、施工実績点算定の対象工事は、業種が「」に準ずるものとする。
- ③ 同種工事は請負金額が予定価格以上のものとし、類似工事は請負金額が予定価格の2分の1以上で予定価格未満のものとする。なお、単価契約の場合の請負金額は、各単価に実績数量を乗じた金額の総合計とする。
- ④ 共同企業体の構成員としての施工実績を評価対象工事とする場合、契約金額に出資率を乗じた金額の区分に応じたものとする。
- ⑤ 実績の確認は、該当工事の契約書の写しの提出をもって行うものとする。なお、単価契約の場合は、各単価に実績数量を乗じた金額の総合計が確認できる書類も併せて提出すること。
- ⑥ 板橋区以外の官公庁又は官公庁以外が発注した工事の場合、実績の確認は、当該工事の契約書の写しに加え、業種が「」に準ずるものと確認できる契約書の内訳等の提出をもって行うものとする。
- ⑦ 実績なし又は実績工事の証明ができない場合は0点とする。

施工実績点	同種工事	類似工事
官公庁の発注	2点	1点
官公庁以外の発注	1点	0.5点

(ウ) 褒賞事業者点 (満点1点)

- ① 公表開始日の属する年度及びその前2年度内に区内優良建設業者褒賞要綱に基づく褒賞を授与された事業者に、1点を加算する。  
なお、褒賞事業者点は入札参加申込時点で算定するものとする。
- ② 共同企業体の構成員として褒賞を授与されている場合は、出資率を乗じた数値を評価値とする。

※本案件対象業種「」

(エ) 配置予定技術者資格点 (満点2点)

配置予定技術者が、当該発注工事の建設業法上の業種について下記の資格を持つ場合に点数を加算する。また、複数の資格を持つ場合には、上位の資格1つについてのみ評価する。

配置予定技術者の資格	点数
1級技術者	2点
2級技術者	1点
その他技術者	0点

※ 1級技術者

建設業法（昭和24年法律第100号）第15条第2号イに該当する者をいう。

※ 2級技術者

建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法律の規定による免許又は免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって1級技術者以外の者をいう。

※ その他の技術者

建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当する者で1級技術者及び2級技術者以外の者をいう。

(オ) 配置予定技術者実績点 (満点2点)

本発注工事の公表日の属する年度及びその前10年度内において、配置予定技術者が従事した工事の請負金額に応じて点数を加算する。

- ① コリンズの工種が「」の実績を対象とする。

- ② 同種工事は請負金額が予定価格以上のものとし、類似工事は請負金額が予定価格の2分の1以上で予定価格未満のものとする。なお、単価契約の場合の請負金額は、各単価に実績数量を乗じた金額の総合計とする。
- ③ 配置予定技術者の実績は、コリンズに登録されている工事データのみ対象とする。
- ④ 共同企業体の構成員としての実績については、当該共同企業体の代表構成員の場合に限るものとし、当該請負金額により評価を行うものとする。
- ⑤ 実績なし又は実績工事の証明ができない場合は0点とする。

実績工事の従事役職	同種工事	類似工事
監理技術者又は主任技術者	2点	1点

※ 工事完了まで配置予定技術者を変更することはできない。ただし、配置予定技術者の死亡等、区がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。この場合、変更後の技術者に係わる資格点・実績点は、変更前の技術者の保有する資格点・実績点以上の者とする。なお、変更前の技術者の保有する資格点及び実績点以上の技術者を配置できない場合は、違約金を徴するものとする。

※ 実績工事は、契約変更があった場合、変更後の金額を請負金額とする。

### (3) 企業の地域貢献評価点

企業の地域貢献評価点＝営業拠点の所在地点(カ)＋災害協定及び活動実績点(キ)  
 ＋障がい者雇用点(ク)＋ワークライフバランス推進点(ケ)  
 ＋区内下請事業者活用品点(コ)＋環境配慮点(サ)

#### (カ) 営業拠点の所在地 (満点2点)

- ① 本案件の申請時現在、東京電子自治体共同運営サービス電子調達サービス(以下「共同運営」という。)において、入札参加資格で本店所在地が板橋区として登録されている場合に「板橋区内に営業拠点である本社又は本店がある」ものとする。
- ② 本案件の申請時現在、共同運営において、入札参加資格で本店所在地が板橋区以外で登録され、かつ、板橋区建設工事等にかかる競争入札参加資格における区内事業者認定基準により支店事業者として認定された場合に「板橋区内に営業拠点である支店又は営業所がある」ものとする。

営業拠点の所在地	点数
板橋区内に営業拠点である本社又は本店がある	2点
板橋区内に営業拠点である支店又は営業所がある	1点
板橋区外に営業拠点がある	0点

(キ) 災害協定及び活動実績点（満点1点）

災害協定については、本案件の申請時現在、区と災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合に「災害協定あり」とする。

活動実績については、区との災害時における協定に基づき、区から出動要請を受け、災害応急対策業務を実施し、区が費用を支払った場合に「活動実績あり」とする。評価対象の実績は、該当年度を含む4か年度分の実績とする。

BCP策定については、自社における事業継続計画（BCP）が策定されている場合に「BCP策定あり」とする。

災害協定及び活動実績	点数
災害協定又は活動実績あり、かつ、BCP策定あり	1点
上記以外	0点

※ 事業継続計画（BCP）書の表紙（計画名、会社名、策定日等が記載されているもの）の写しを提出すること。なお、落札後に事業継続計画（BCP）書一式を提示すること。

(ク) 障がい者雇用点（満点1点）

本案件の申請時現在、(カ)の営業拠点で法定雇用率以上の障がい者雇用がある場合に加算する。

障がい者雇用	点数
法定雇用率以上	1点
法定雇用率未満	0点
雇用なし	0点

※ (カ)の営業拠点で法定雇用の義務がなく、1人以上の障がい者雇用がある場合は、「法定雇用率以上」とする。

(ケ) ワーク・ライフ・バランス推進点（満点1点）

えるぼし又はくるみんの認定、いたばし good balance 会社賞の受賞を受けている場合に1点とする。

いずれかに認定又は受賞がある場合に1点加算される。両方の認定又は受賞がありであっても、1点のみとする。

ワーク・ライフ・バランス推進	点数
えるぼしの認定あり	1点
くるみんの認定あり	1点
いたばし good balance 会社賞の受賞あり	1点

※ えるぼし又はくるみんの認定を受けていることを確認できる書類（基準適合一般事業主認定通知書の写し等）を提出すること。

(コ) 区内下請事業者活用点 (満点1点)

発注工事の施工において、板橋区内に本店又は主たる事業所を有する事業者との間に、下請人として直接契約をする場合に1点とする。

区内下請負人の使用の有無	点数
下請負人を板橋区内の複数の企業から選定する。又は、下請負人を使用しないで全て自社で施工し、営業拠点の所在地が板橋区内の本店である	1点
下請負人を板橋区内の企業から1社選定する。又は、下請負人を使用しないで全て自社で施工し、営業拠点の所在地が板橋区内の支店または営業所である	0.5点
下請負人を板橋区内の企業から選定しない。又は、下請負人を使用しないで全て自社で施工するが営業拠点の所在地が板橋区外である	0点

(サ) 環境配慮点 (満点1点)

(カ) の営業拠点で、エコアクション21の認証を受けている又は板橋エコアクションレベルCの認定を受けている場合は1点とする。

いずれかがありの場合に1点加算される。両方がありであっても、1点のみとする。

環境配慮	点数
エコアクション21あり	1点
板橋エコアクションレベルCの認定あり	1点

※ 本案件の申請時現在、エコアクション21の有効期間内であること。

※ 本案件の申請時現在、板橋エコアクションレベルCの認定を受けてから1年2ヶ月以内であること。

※ エコアクション21は認証・登録証の写し、板橋エコアクションレベルCは活動確認書の写しを提出すること。

(4) その他の評価点

その他の評価点 = 若年技術職員の育成及び確保点 (シ) + ISO認証点 (ス)

(シ) 若年技術職員の育成及び確保点 (満点1点)

建設業法に定める経営事項審査の「その他の審査項目(社会性等)」において、「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」が加点評価であれば1点とする。

若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	点数
加点評価あり	1点
加点評価なし	0点

(ス) ISO認証点 (満点1点)

ISO14001(環境)又は、ISO9001(品質)の認証を受けている場合は1点とする。

いずれかが認証ありの場合に1点加算される。両方の認証がありであっても、1点のみとする。

ISO認証	点数
ISO14001の認証あり	1点
ISO9001の認証あり	1点
認証なし	0点

※ 本案件の申請時現在、ISO14001、ISO9001の有効期間内であること。

(5) 評価値

評価値の算定式は以下のとおりとする。

評価値＝価格点（1）＋技術能力評価点（2）＋企業の地域貢献評価点（3）＋その他の評価点（4）

この基準に記載されている用語の定義及び内容は「板橋区総合評価方式の試行に関する要綱」のとおりとする。